

第29回

定時株主総会招集ご通知



開催日時

2023年9月26日 (火曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時30分)



開催場所

宮崎県都城市松元町3街区20号ホテル中川荘

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く) 6名選任の件

日本情報クリエイト株式会社

証券コード:4054

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

- ・会場受付に、株主様にご利用いただけるよう、アルコール消毒液を配備いたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温、体調確認 を行い、マスクを着用したうえで、応対させて いただきます。

目次

第29回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	Ċ
連結計算書類	29
計算書類	41
監査報告	48

証券コード 4054 2023年9月11日 (電子提供措置の開始日2023年9月4日)

株 主 各 位

宮崎県都城市上町13街区18号

CREATE 日本情報クリエイト株式会社

代表取締役社長 米津 健一

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。 本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに「第29回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.n-create.co.jp/pr/ir/meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記の東証ウェブサイトにアクセス後、当社名または証券コード(4054)を入力・ 検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3ページの記載に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2023年9月26日 (火曜日) 午前10時
- 2. 場 所 宮崎県都城市松元町 3 街区 20号 ホテル中山荘 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目 的 事 項 報 告 事 項
- 1. 第29期 (2022年7月1日から2023年6月30日まで) 事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第29期 (2022年7月1日から2023年6月30日まで) 計算書類の内容 報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く) 6名選任の件

以上

〈株主総会ご出席の際のご留意点〉

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の<u>議決権行使書用紙</u>を出席票として会場受付へご提出願います。 また、議事資料として「本招集ご通知」を、当日会場までご持参くださいますようお願いします。

本株主総会については書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおり株主総会資料を書面でお送りしております。ただし、以下の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、記載しておりません。本事項は、本招集通知の添付書類とともに、会計監査人および監査等委員が監査したものになります。

- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席されない場合

インターネットによるご行使

「スマート行使」による ご行使



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2023年9月25日 (月曜日) 午後6時まで

議決権行使コード・パスワード 入力によるご行使



パソコン、スマートフォン等から、 次の議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って、各議案に 対する替否をご登録ください。

議決権行使ウェブサイト▶

https://www.web54.net

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2023年9月25日 (月曜日) 午後6時まで

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に 対する賛否をご表示いただき、行使期 限までに到達するようご返送くださ い。

議決権行使書面において、議案に賛 否の表示がない場合は、賛成の意思表 示をされたものとして取り扱わせてい ただきます。

行使期限

2023年9月25日(月曜日) 午後6時到着

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、 会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2023年9月26日 (火曜日) 午前10時

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。インターネットにより複数回数、またはパソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。



「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権 行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくこと により、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに 議決権を行使できます。

・ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権 行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」 をご入力いただく必要があります。 「スマート行使」ご利用イメージ



詳しくは同封の案内チラシをご覧ください



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

1

議決権行使ウェブサイト にアクセス



ウェブ行使 https://www.web54.net 「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」 を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



賛否をご入力ください

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、 実際にご使用になる新しいパスワードを設定

- (1) インターネットでの議決権行使に関する パソコン等の操作方法がご不明な場合 は、右記にお問い合わせください。
- (2) 上記(1)以外のご照会(住所・株式数など) は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引きの証券会社あてにお問い合わせください。

- ② 証券会社に□座のない株主様 (特別□座をお持ちの株主様)
- 三井住友信託銀行 証券代行部

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を十分に確保すること等も考慮したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

余銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 5円00銭

総額 70,454,345円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年9月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1.変更の理由

商号の英文表記の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

現行定款	変更案
	(商号) 第1条 当会社は、日本情報クリエイト株式会社と称 し、英文では <u>Japan PropTech Co.,Ltd.</u> と表示する。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く) 6名選任の件

監査等委員でない現任取締役は、今回の株主総会終結の時をもって4名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。その候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		氏	名	現在の当社における地位および担当	取締役会 出席回数
1	*** 津	th いち 健 一	再任	代表取締役社長	16/16回 (100%)
2	まる た 丸 田	vē sē 英 明	再任	取締役 DX推進部長	16/16回 (100%)
3	せのくち瀬之口	なお ひろ 直 宏	再任	取締役 管理部長	16/16回 (100%)
4	つじ むら 辻 村	都雄	新任	営業本部長	_
5	nt ta ^x 渡 邉	りょう 良	新任	営業本部次長	_
6	pt. なべ 渡 辺 (戸籍上の氏	あや 絢 (名:黒川 絢)	再任 社外 独立	取締役	11/11回 (100%)

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	よねつ けんいち 米 津 健 一 (1963年2月11日)	1994年8月 当社設立 代表取締役 2019年3月 代表取締役社長(現任) 2022年5月 株式会社リアルネットプロ 取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社NJC 代表取締役 株式会社リアルネットプロ 取締役	10,020,000株
		して長年にわたり当社の経営を担い、その経営全般にわたる豊富な経験と高 役として適任であると判断し、取締役候補者としております。	高度な見識を活か
2	まるた ひであき 丸 田 英 明 (1974年2月25日)	2009年9月 当社入社 2017年1月 開発部長 2017年9月 取締役開発部長 2022年7月 取締役DX推進部長(現任) 2023年6月 株式会社リアルネットプロ 取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社リアルネットプロ 取締役	一 株
3	せのくち なおひろ 瀬之口 直 宏 (1976年4月20日)	2010年6月当社入社2018年7月管理部長2018年9月取締役管理部長(現任)2022年5月株式会社リアルネットプロ取締役(現任)[重要な兼職の状況]株式会社リアルネットプロ取締役	22,000株
4	つじむら くに お 辻 村 都 雄 (1968年7月14日)	1991年4月 株式会社リクルート入社 2008年4月 結婚情報誌ゼクシィ事業部門営業統括部 営業執行役員 2015年4月 マリッジ&ファミリー事業 執行役員 事業本部長 2018年10月 B.MARKETING株式会社 代表取締役社長 (現バスケットボール・コーポレーション株式会社) 2021年9月 株式会社メイテックフィルダーズ 代表取締役社長 2023年7月 当社入社 営業本部長(現任) [重要な兼職の状況]	一株
	《取締役候補者とした理由》 辻村都雄氏は、経営実績、事 成長に不可欠であると判断し、	i業における知見、企業価値向上におけるリーダシップを持ち合わせており、 取締役候補者としております。	当社のさらなる

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	わたなべ りょう 渡 邉 良 (1978年4月20日)	2001年4月 住友商事株式会社入社 2007年9月 株式会社リクルート入社 2017年5月 株式会社メディアハウスホールディングス入社 2018年4月 株式会社メディアハウスホールディングス 執行役員 2020年8月 B.MARKETING株式会社 取締役 (現バスケットボール・コーポレーション株式会社) 2022年4月 株式会社ベイシアグループ総研 事業開発室部長 2022年9月 B.MARKETING株式会社 監査役(社外) (現バスケットボール・コーポレーション株式会社) 2022年9月 株式会社ベイシアスポーツクラブ 代表取締役 2023年7月 バスケットボール・コーポレーション株式会社 監査役(社外)(現任) 2023年9月 当社入社 営業本部次長(現任) [重要な兼職の状況] バスケットボール・コーポレーション株式会社 監査役(社外)	— 株
	渡邉良氏は、営業分野等にお であると判断し、取締役候補者	らける豊富な知識と経験を有しており、営業戦略を遂行するうえで、当社のI うとしております。	Q締役として適任
6	わたなべ あや 渡 辺 絢 (戸籍上の氏名:黒川 絢) (1987年4月17日)	2014年11月 弁護士登録 2014年12月 石嵜・山中総合法律事務所 入所 2018年10月 野村證券株式会社 入社 2020年1月 雨宮眞也法律事務所 入所 (現職) 2022年9月 当社 取締役 (社外) (現任) [重要な兼職の状況] 雨宮眞也法律事務所 弁護士	— 株
Ü		・ および期待される役割》 一般企業法務、労働法務等を中心に豊富な経験を有しており、引き続き弁記 ・ート・ガバナンス体制等について、客観的・中立的立場で関与いただくこと	

- と判断し、社外取締役候補者としております。 (注) 1. 所有する当社株式の数については、2023年6月30日時点の情報を記載しています。
 - 2. 取締役社長米津健一氏の所有株式数には、同氏が代表取締役を務める同氏の資産管理会社である株式会社NJCが保有する 株式数も含んでおります。

また、同氏はこれまで会社経営に関与したことはありませんが、上記と同様の理由により、社外取締役として適任である

- 3. その他の候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- 4. 渡辺絢(黒川絢)氏は、旧姓にて弁護士登録をしておりますので、戸籍上の氏名を併記しております。
- 5. 渡辺絢氏は、社外取締役候補者であります。
- 6. 渡辺絢氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、当社は引続き、渡辺絢氏を独立役員とする予定です。また、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
- 7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの候補者も当該保険の被保険者となる予定であります。次回更新は2023年11月に予定しております。なお、当該保険の概要は事業報告20ページに記載しております。

以上

事業報告

(2022年7月1日から) 2023年6月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、各種政策の効果によって雇用・所得環境の改善など、緩やかな回復が期待される一方で、世界的な金融引締め等が続き、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響にも十分注意する必要があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社グループがSaaS型クラウドサービスを提供する不動産業務支援の市場においては、労働人口の減少および慢性的な人手不足や、安定的に増加する新規参入事業者のIT設備投資需要の増加、昨年5月の改正宅地建物取引業法により解禁となった「不動産取引の全面電子化」によって業界全体にDX促進の機運が高まっており、当社グループにとっては引き続き追い風の状況が続いております。

このような事業環境の下、当社グループは不動産領域に対して最適なプラットフォームの構築および、中長期での成長計画を示した3カ年計画の実現に向けて各種成長戦略を推進してまいりました。

※3カ年計画とは、当社グループの2022年6月期 ~ 2024年6月期の3カ年の業績、成長計画について記載したものであり、詳細は当社 I R サイトにて公開している「2023年6月期 通期 決算説明資料」にてご確認いただけます。

3カ年計画の基本戦略としては、不動産事業者同士をつなぐ情報のインフラである業者間物件流通サービス「不動産 B B 」や「リアプロ仲介」の導入提案によって日本全国の不動産事業者との接点を増やし、その後、さらなる付加価値提供として有償のサービスを販売するフリーミアム戦略(注)を取っております。無償の顧客基盤に提供する有償のサービスは、仲介事業者向けに提供する仲介ソリューションと賃貸管理業者向けに提供する管理ソリューションの大きく2つを提供しており、仲介ソリューションではホームページ制作や不動産ポータルサイト連動、電子入居申込、電子契約など集客から契約までの業務を支援する商品・サービスを提供しております。管理ソリューションでは煩雑で多岐にわたる賃貸管理業務をデータベースで一元管理し、業務効率化を図る商品・サービスを提供しております。

(注) フリーミアム戦略とは基本となるサービスや製品を無償で提供し、さらに高度な機能やサービス を利用する際には料金を課金する仕組みのビジネスモデルであります。

当社グループは新規のお客様のみならず、導入後の支援体制を活かし、既存顧客へのアップセル・クロスセルも積極的に提案しております。全国の営業拠点で現場支援を行うシステムアドバイザーやカスタマーサクセスチームが主体となり、継続支援のなかで新たに顕在化された顧客の課題に対し、解決となるサービスの提案を随時実施しております。

3カ年計画2年目となる当連結会計年度は、前連結会計年度に実施した先行投資を活かし、事業を推進してまいりました。営業体制の強化(営業人員倍増、営業拠点の増設)による業績拡大については当初計画より一部遅れていた点はございましたが、採用したメンバーのスキルアップも着実に進み、今後の当社の成長に向けた基盤づくりにつながっております。前連結会計年度に経営統合した株式会社リアルネットプロとのシナジーについては、商品間データ連携を活かし、見込案件の紹介・エリア戦略に基づいた営業活動によるクロスセルを実施してまいりました。引き続きシナジーの最大化に向けて活動を推進してまいります。

中期ビジョンとして掲げるプラットフォーム創造については、家賃保証会社や電子決済事業者とのデータ連携を中心に様々な企業との提携が進んでおります。当社プラットフォームの領域を拡大しつつ、パートナー企業と共に今後より一層業界のDX化に貢献してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における業績につきましては、売上高は3,770,377千円、営業利益は329,719千円、経常利益は376,010千円、親会社株主に帰属する当期純利益は185,313千円となりました。

当社は、不動産業務支援事業の単一セグメントではありますが、当社が提供するソリューション(製品・サービス)については「仲介ソリューション」「管理ソリューション」に分類されます。

(仲介ソリューション)

仲介ソリューションにおいては、自社ホームページ集客を支援する「WebManagerPro」や、不動産ポータルサイト集客を支援する「物件データ連動」、不動産契約の電子化を支援する「電子契約サービス」等、仲介業務の課題解決となるサービスの提案を積極的に行ってまいりました。フリーミアム戦略として現在無償で提供している業者間物件流通サービス「不動産BB」を導入済の顧客に対して、データの二次活用としてのサービス提案を積極的に行い、無償から有償への切り替えも促進してまいりました。また、グループ企業である株式会社リアルネットプロが提供する業者間物件流通サービス「リアプロ」を有償で利用する顧客からの月額利用料も順調に積み上がりました。

その結果、アップセルも功を奏し、仲介ソリューションの売上高は1,505,916千円(前年同期比62.0%増)となりました。

(管理ソリューション)

管理ソリューションにおいては、売上のメインとなる「賃貸革命」の新規顧客への販売、既存顧客へのバージョンアップ、オプション追加等積極的に提案してまいりました。また、解約率については継続して低位で安定していることから、月額利用料も堅調に積み上がりました。

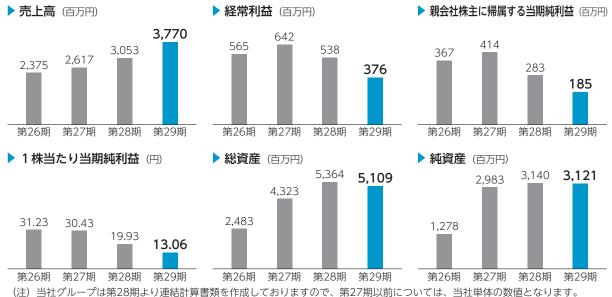
その結果、管理ソリューションの売上高は2,224,535千円(前年同期比6.6%増)となりました。

※仲介ソリューション、管理ソリューションの合計売上高3,730,451千円の他に、その他売上高39,925千円があります。

(2) 財産及び損益の状況

	第26期 (2020年6月期)	第27期 (2021年6月期)	第28期 (2022年6月期)	第29期 (2023年6月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	2,375,552	2,617,526	3,053,753	3,770,377
経常利益(千円)	565,775	642,419	538,181	376,010
親会社株主に帰属する (千円) 当期 純利益	367,542	414,947	283,406	185,313
1株当たり当期純利益(円)	31.23	30.43	19.93	13.06
純 資 産 (千円)	1,278,153	2,983,169	3,140,323	3,121,753
1株当たり純資産(円)	108.62	209.69	220.87	221.54
総資産(千円)	2,483,864	4,323,611	5,364,030	5,109,880

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. 2020年5月31日付で普通株式1株につき10株、2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2020年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 3. 当社グループは第28期より連結計算書類を作成しておりますので、第27期以前については、当社単体の状況を記載しております。



(3) 対処すべき課題

当事業年度も、当社の強みである一気通貫の業務支援クラウドサービスを顧客に提供し、不動産業界全体のDX化を推進してまいりました。商品強化、営業体制強化に対しても積極的な投資を実現し、今後はより一層の成長スピードの加速を図る所存であります。このような中、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

(1) 業者間物件流通サービスによる顧客基盤の拡大

当社の成長スピードを加速するためには、不動産業の中核にあたる業者間での物件情報共有を支援する業者間物件流通サービス「不動産 B B」および株式会社リアルネットプロの業者間物件流通サービスである「リアプロ」の利用者数を増やし、顧客基盤を拡大させていくことが重要であると認識しております。利用者数拡大に向けては、製品の利便性強化および徹底的な顧客サポートを実施し、利用促進に取り組んでまいります。また、中期的な視点では、この「不動産 B B」と「リアプロ」の一本化のプロジェクトを開始しております。業者間物件流通サービスとしての圧倒的No.1を目指し、事業を推進してまいります。

② 営業戦略の推進と生産性向上

当社グループの成長戦略の一つである全国30拠点、地域密着型のコンサルタントを活かしたマーケットシェア拡大を実現するためには、顧客のセグメントに合わせた営業戦略および、既存の営業社員のさらなる戦力強化が重要であると認識しております。また、生産性向上に向けては、インサイドセールスを活用した顧客からの反響対応の改善や、営業部門全体での蓄積されたナレッジの共有等を行い、改善を図ってまいります。

③ 既存事業の強化

新規顧客および既存顧客へのアップセル・クロスセルによる業績の拡大に向けては、既存事業である仲介ソリューション、管理ソリューションの商品強化が重要であると認識しております。市場の変化、法改正、顧客から得た情報を十分に活かし、商品のリニューアル、またはバージョンアップに向けて商品強化を推進してまいります。

④ AI・ビッグデータを活用した新規事業

当社グループは、AI・ビッグデータを活用し、新規事業の強化を進めていくことが重要であると認識しております。当社グループが持つ膨大な物件情報・入居者属性のデータは、不動産市場における消費者の行動分析や購買分析、投資家に向けた資産価値の評価など、分析手法によって多数のアプローチが可能な内容になっております。すでに第一弾として、賃貸住宅の賃料および空室率に関する指標(インデックス)「CRIX」の販売を開始しております。不動産業界への新たなソリューション提供および不動産業界DX化の加速実現に向けて、当社グループでは引き続き研究開発等、活動を推進してまいります。

⑤ 市場拡大・新規開業企業への対応

国土交通省の報告によれば、宅建業者数は微増で推移しており、法人業者数は増加傾向にあります。また、毎年7,000社以上の事業者が新規開業を行っており、その度に設備投資による商談の機会が創出されております。不動産事業へのソリューションを提供する当社としては、新規開業事業者に向けて、販売の強化を行っていくことが重要であると認識しております。営業拠点からの活動だけでなく、Webマーケティングによるプロモーション活動やカスタマーサクセス部隊による活動等、様々な角度から販売を強化し、課題解決に向けて取り組んでまいります。(出典:不動産適正取引推進機構令和3年度末宅建業者と宅地建物取引士の統計について「宅地建物取引業者数の推移」)

(4) 主要な事業内容

当社は、不動産業界DX化促進に向けた業務支援クラウドサービスの提供を中心に事業を展開しております。提供するサービスは不動産仲介業務の支援となる「仲介ソリューション」と賃貸管理業務の支援となる「管理ソリューション」の2つに分類されます。

「仲介ソリューション」とは、物件情報の仕入れ、集客、申込み、重説、契約までの不動産仲介業の一連の業務に対するソリューションであり、顧客の業務効率化、収益性向上に貢献するクラウドサービス群であります。商品ラインナップとしては、まず、業務の入り口となる物件情報の仕入れ業務のソリューションとして、業者間物件流通サービス「不動産 B B 」を提供しております。こちらは無償でのサービス提供となっており、当社の顧客基盤拡大戦略の中心サービスであります。同様のラインナップとして、子会社である株式会社リアルネットプロが提供する「リアプロ」もございます。当社は、この2つのサービスで顧客基盤を拡大し、他有償サービスのクロスセルを実施しております。他有償サービスとしましては、不動産ポータルサイトでの集客支援となる「物件データ連動」、自社ホームページ作成支援ツール「WebManagerPro」、非対面でオンライン上での入居申込み、重要事項説明、不動産契約に対応した「電子入居申込サービス」「I T重説」「電子契約サービス」があります。仲介業務に対して幅広いサービス提供を行うことにより業務の全体最適化を図っております。

「管理ソリューション」とは、賃貸管理業の一連の業務に対するソリューションであり、「仲介ソリューション」同様、顧客の業務効率化、収益性向上に貢献するクラウドサービス群であります。商品ラインナップとしては、賃貸管理業務を幅広く網羅した管理システム「賃貸革命」を提供しております。「賃貸革命」では、契約情報の管理や、請求管理、入金管理、オーナーへの送金管理など、複雑な手続きをシステム上での自動処理、データ管理によって効率化するサービスであります。他有償サービスとしましては、不動産会社の経営を支援する「経営分析オプション」、入居者とのコミュニケーションツールである「くらさぽコネクト 入居者アプリ」、家主(オーナー)とのコミュニケーションツールである「くらさぽコネクト オーナーアプリ」を提供しております。

当社はこの「仲介ソリューション」「管理ソリューション」を提供することによって不動産会社に対して 広範囲での業務効率化を実現し、不動産業界全体のDX化を推進しております。

(5) 主要な事業所(2023年6月30日現在)

① 当社

名称	所在地
宮崎本社	宮崎県都城市上町13-18
東京本社	東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル12F
札幌営業所	北海道札幌市中央区南二条西7-6-2 南2条ビル6F
旭川営業所	北海道旭川市4条通10-2234-2 アルファ旭川ビル6F
仙台支店	宮城県仙台市青葉区花京院2-1-61 オークツリー仙台3F
郡山営業所	福島県郡山市大町2-12-13 宝栄郡山ビル 2F
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市大通り2-2-3 明治安田生命宇都宮大工町ビル1F
高崎支店	群馬県高崎市東町117-1 フローラサクラ1F
埼玉営業所	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-16-4 第3アルクビル3F
船橋支店	千葉県船橋市本町2-10-14 船橋サウスビル6F
千葉営業所	千葉県千葉市中央区栄町36-10 甲南アセット千葉中央ビル5F
新宿支店	東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル12F
立川営業所	東京都立川市曙町1-12-20 COQUIAビル2F
町田営業所	東京都町田市原町田6-29-4 寺田ビル2F
横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-21-9 三善ビル9F
新潟営業所	新潟県新潟市中央区東大通2-1-20 ステーションプラザ新潟ビル7F
金沢営業所	石川県金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル3F
静岡営業所	静岡県静岡市葵区栄町4-8 スルガ栄町ビル6F
浜松営業所	静岡県浜松市中区大工町125 シャンソンビル浜松6F
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄4-16-8 栄メンバーズオフィスビル5F
京都営業所	京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町637 第五長谷ビル2F
大阪支店	大阪府大阪市淀川区西中島3-9-13 NLC新大阪8号館5F
神戸営業所	兵庫県神戸市中央区海岸通5 神戸商船三井ビル4F
岡山営業所	岡山県岡山市北区本町10-22 本町ビル6F
広島支店	広島県広島市中区袋町5-28 和光広島ビル5F

名称	所在地
松山支店	愛媛県松山市大手町1-8-11 大手町 F ビル3F
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅東1-14-25 新幹線ビル2号館2F
北九州営業所	福岡県北九州市小倉北区堺町2-1-1 角田ビル小倉7F
長崎営業所	長崎県長崎市万才町3-13 第一森谷ビル5F
熊本営業所	熊本県熊本市中央区新屋敷1-14-35 クロススクエア熊本九品寺6F
宮崎支店	宮崎県都城市上町13-18
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市平之町9-33 牧野ビル5F

② 子会社

名称		所在地
株式会社リアルネットプロ 本社	東京都新宿区西新宿6-10-1	日土地西新宿ビル12F

(6) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
307名	1 名増加

⁽注) 上記従業員数にはアルバイトおよびパート社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
290名	△4名	35.0歳	6.6年

⁽注) 上記従業員数にはアルバイトおよびパート社員は含まれておりません。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係
 該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社リアルネットプロ	30,000千円	100%	ソフトウェア開発・販売・サポート

③ その他の重要な企業結合の状況 連結注記表の「8.企業結合に関する注記」に記載のとおりであります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当する事項はありません。

(9) 主要な借入先の状況

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

Ⅱ. 当社の株式に関する事項(2023年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 14,339,440株 (自己株式248,571株を含む)

(3) 株主数 3,901名

(4) 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社NJC	5,700,000	40.45
米津 健一	4,320,000	30.66
後藤 吉行	273,000	1.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	251,000	1.78
日本情報クリエイト従業員持株会	152,637	1.08
UNITED NATIONS FOR THE UN ITED NATIONS JOINT STAFF PENSION FUND A UN ORGAN	102,300	0.73
第一生命保険株式会社	99,200	0.70
BANQUE PICTET AND CIE SA RP ACTIONS MARCHES DEVEL OPPES SMALL AND MID CAP	75,000	0.53
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JP RD AC ISG (FE-AC)	66,249	0.47
野村證券株式会社	62,600	0.44

⁽注) 当社は、自己株式248,571株を保有しておりますが、上記の記載から除いております。また、持株比率は自己株式 (248,571株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

Ⅲ. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

新株予約権の名称	日本情報クリエイト株式会社 第1回新株予約権
発行決議日	2019年5月17日
保有人数及び新株予約権の数	
当社取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	1名 1,500個
当社社外取締役 (監査等委員を除く社外役員に限る)	一名 一個
当社取締役 (監査等委員に限る)	一名 一個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき20株) (注1)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり3,200円 (1株当たり160円)(注1)
権利行使期間	2021年5月18日~2029年5月8日
行使の条件	(注2)

⁽注1) 2020年5月31日付で普通株式1株を10株に分割し、また2020年12月1日付で普通株式1株を2株に分割しております。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

⁽注2) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権発行時において当社取締役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

IV. 当社の会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

① 取締役(2023年6月30日現在)

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	米 津 健 一	株式会社NJC 代表取締役 株式会社リアルネットプロ 取締役
取締役	丸 田 英 明	DX推進部長 株式会社リアルネットプロ 取締役
取締役	瀬之口 直 宏	管理部長 株式会社リアルネットプロ 取締役
取締役	渡辺絢	雨宮眞也法律事務所 弁護士
取締役(監査等委員)	宮 嵜 智 明	株式会社リアルネットプロ 監査役
取締役(監査等委員)	三 浦 洋 司	三浦会計事務所 代表 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構 監事 株式会社くしまアオイファーム 社外監査役 公益社団法人宮崎県看護協会 監事 AGRIST株式会社 社外監査役 ジャスティモールド株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	山 元 理	山元経営診断事務所 代表 株式会社RISE 代表取締役

- (注) 1. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査室との密な連携を図るために、監査等委員の宮 寄智明氏を常勤の監査等委員に選定しています。
 - 2. 取締役渡辺絢氏、取締役(監査等委員)三浦洋司氏、山元理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 - 3. 取締役渡辺絢氏、取締役(監査等委員)三浦洋司氏、山元理氏は、社外取締役であります。
 - 4. 取締役渡辺絢氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務および労働法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

取締役(監査等委員)三浦洋司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

取締役(監査等委員)山元理氏は、中小企業診断士の資格を有しており、経営に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
新井篤史	2023年4月20日	辞任	取締役 営業本部長 株式会社リアルネットプロ 取締役

(2) 責仟限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む)全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

なお、その契約内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務について行った行為に起因して、保 険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に損害賠償金および訴訟 費用等を補償対象としています。

(4) 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種	対象となる役員の員数	
	業以的でき ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	基本報酬	業績連動報酬	別家となる仅負の負奴
取締役(監査等委員を除く)	91,695千円	91,695千円	一 千円	5名
取締役(監査等委員)	8,640千円	8,640千円	一 千円	4名
計	100,335千円	100,335千円	一 千円	9名

- (注) 1. 株主総会決議(2019年3月29日)による報酬限度額は、取締役(監査等委員であるものを除く)年額200,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く)の員数は5名です。
 - 2. 株主総会決議 (2019年3月29日) による報酬限度額は、取締役 (監査等委員) 年額20,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名です。
 - 3. 期末日現在の人員は、取締役(監査等委員であるものを除く)4名、取締役(監査等委員)3名であり、取締役(監査等委員)のうち2名が社外取締役であります。上記の支給人員と相違しているのは、任期途中で退任した取締役が1名、第28回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)が1名いるためです。
 - 4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 5. 社外取締役3名の報酬の総額は、3,300千円であります。なお、社外取締役(監査等委員)2名の報酬の総額は、2,400千円であります。

(5) 取締役の報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬等の内容について、2021年2月26日付で以下のとおり取締役会決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)「以下、取締役」の報酬は、持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬等により構成し支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の売上高、営業利益、経常利益、当期純利益等の目標に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与とし、毎年一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の 変化に応じて、代表取締役社長が見直しを行うものとする。

4. 基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、取締役会(5の委任を受けた代表取締役社長)が決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬=7:3とする(KPI100%の場合)。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長米津健一がその具体的内容の決定について委任を受けるものとする。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における、取締役各人別の報酬および賞与額の決定とする。決定に先立ち、代表取締役社長は独立社外役員の助言を得たうえで、取締役の報酬水準について審議した結果を踏まえて各取締役の報酬額を決定する。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績評価を行うのは代表取締役社長が最も適しているからである。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との業務執行者等との重要な兼職状況

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社 との関係
渡辺 絢	取締役	雨宮眞也法律事務所 弁護士	_
三浦洋司	取締役(監査等委員)	三浦会計事務所 代表 株式会社アオイファームホールディングス 社外監査役 株式会社くしまアオイファーム社 外監査役 公益財団法人宮崎県建設技術推進 機構監事 公益社団法人宮崎県看護協会監事 AGRIST株式会社 社外監査役 ジャスティモールド株式会社 社 外監査役	_
山 元 理	取締役(監査等委員)	山元経営診断事務所 代表 株式会社RISE 代表取締役	_

② 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
渡辺 絢	取締役	取締役就任後に開催された取締役会11回の全てに出席しました。弁護士としての専門的経験を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、取締役会出席時に議案・審議等につき客観的かつ専門的な視点から、必要な発言を適宜行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。
三浦洋司	監査等委員	当事業年度中に開催された取締役会16回および監査等委員会13回の全てに出席しました。公認会計士としての専門的経験および社外役員としての経験と実績を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、取締役会出席時に議案・審議等につき客観的かつ専門的な視点から、必要な発言を適宜行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。

氏名	地位	主な活動状況
山 元 理	監査等委員	当事業年度中に開催された取締役会16回および監査等委員会13回の全てに出席しました。中小企業診断士として様々な企業経営支援・助言等を行ってきた経験を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割が期待されており、取締役会出席時に議案・審議等につき客観的かつ専門的な視点から、必要な発言を適宜行う等、社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。

V. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の総額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

公認会計十法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

29.850千円

(注) 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」を定めておりませんが、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を損なう事由の発生等により、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することとしております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

VI. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システムの基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・全ての取締役および使用人が、法令および定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守および社会的責任 を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。
- ・市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
- ・取締役会は、法令等に基づく適法性および経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づ き業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ・監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ・内部監査室は、監査等委員会、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ・企業倫理相談および内部通報のための窓□を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報制度運用規程」を備え、これを周知し運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・「情報システム管理規程」および「個人情報保護基本規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。

3. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「グループ会社管理規程」を定め、子会社および関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認または事前報告を徹底し、当社による統括的な管理体制を構築する。
- ・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社に対する内部監査を定期に実施する。
- ・子会社および関連会社の各社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、 必要な指導および支援を実施する。

4. 危機管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機 発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ・「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応 等を行う。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は「定款」および「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- ・取締役会で決議すべき事項および承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
- ・取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限 規程」および「稟議規程」を制定する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任または兼任による使用人 を置く。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員会の指揮・命令に服し、人事異動、 処遇については、監査等委員会と取締役が協議する。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人、並びに子会社の取締役・監査役及び使用人に周知徹底する。

9. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・取締役および使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為や重要な法令または定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款および社内規程に基づき監査等委員会に報告する。
- ・監査等委員は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会およびその他重要会議 に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができ る。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する ための体制

・監査等委員会への報告を行った当社の役員及び使用人、並びに子会社の取締役・監査役及び使用人に対し、 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び使用人、並び に子会社の取締役・監査役及び使用人に周知徹底する。

11. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について 生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において 審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査等委員との定期的な意見 交換の場を設けるとともに、内部監査室は監査等委員会と情報を共有し、連携を保つよう努める。
- ・監査等委員会は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査 重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施するよう努める。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

当社は、上記方針に基づいて内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下のとおりです。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス委員会の主導により「コンプライアンス研修テキスト」を作成し、常勤の取締役および使用人に対する教育を行いました。教育は今後も継続的に実施することにより、コンプライアンスに対する理解や認識を高めております。
- ・反社会的勢力との不適切な関係の事例はありませんが、発見された場合には弁護士や警察等の機関にも協力 を要請して不適正な状態を是正するようにしております。
- ・取締役は、法令や社内規程類を遵守するとともに、取締役会以外の重要な会議体にも出席して職務の遂行状 況を相互に監督し、効率的な職務遂行をしております。
- ・監査等委員会および内部監査室は、会計監査人との情報交換・意見交換を定期的に行い、組織を活用した効率的な監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報保護基本規程」に従って、 取締役の職務の執行に係る情報は常に適切に取り扱っております。

3. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社は「グループ会社管理規程」を制定し、当該規程に従って、子会社の事業運営に関する重要な事項の 決定に関して、当社への事前承認または事前報告を徹底し、当社による統括的な管理を行っております。
- ・「内部監査規程」に基づき、当社の内部監査室は、子会社に対する監査を定期的に実施しております。
- ・子会社の内部統制の実効性を高めるため、当社管理部は、子会社の管理部門責任者との情報交換を密に行い、適宜必要な指導および支援を行っております。

4. 危機管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付けており、各取締役は管掌部門に潜在するリスクを認識し、取締役会への報告を行っています。
- ・業績や財務状態に大きく影響を及ぼす可能性のあるリスクは重要リスクとして識別・監視し、顕在化の抑止 を図っております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月一回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努めております。また、取締役会議案の審議機関として経営会議を設け、議案を事前に精査しております。
- ・業務の適正性や効率性の観点から、主要な規程類は随時見直しを行っております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・当事業年度においては、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

7. 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(前述のとおり、該当ありません。)

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(前述のとおり、該当ありません。)

9. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- ・取締役および使用人は、職務執行状況等を取締役会等の重要な会議を通じ、また、監査等委員会の求めに応じて監査等委員である取締役に報告しております。
- ・重要な決裁書類および諸会議の議事録を監査等委員会に回付し閲覧しています。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する ための体制

・内部通報制度の通報者が、通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報制度運用規程」に定めております。

11. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について 生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員が職務の執行上必要な費用について予算計上しております。
- ・監査等委員が請求する費用は遅延なく償還に応じております。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員と代表取締役との会合を定期的に行い、経営全般にわたる事項について意見交換を行っています。
- ・内部監査室と、内部監査の実施方針や進捗状況、課題等について情報交換、意見交換を適宜行っています。
- ・会計監査人の監査の状況について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて情報交換を行っています。

Ⅲ. 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

IX. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つとして認識しており、株主の皆様に対する安定的な配当の維持を基本としながら、業績、キャッシュ・フローの状況等を勘案し、配当金額を決定してまいります。また、内部留保金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のための投資等に充当し、企業価値の向上に努めてまいります。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
【流 動 資 産】	1,827,564	【流 動 負 債】	1,633,752
現 金 及 び 預 金	1,157,291	童 掛 金	13,487
売 掛 金	431,711	未 払 金	308,678
商品	252	未 払 費 用	264,598
仕 掛 品	33,306	未払法人税等	100,232
貯 蔵 品	2,113	契 約 負 債	915,064
そ の 他	203,958	受注損失引当金	6,377
貸 倒 引 当 金	△1,069	1 年内返済予定の長期借入金	20,268
【固定資産】	3,282,316	そ の 他	5,046
(有形固定資産)	488,834	【固定負債】	354,374
建物及び構築物	243,256	長期借入金	29,710
工具、器具及び備品	22,738	資産除去債務	16,557
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,306	繰延税 金負債	302,452
土 地	221,532	そ の 他	5,654
(無形固定資産)	2,337,066	負 債 合 計	1,988,127
顧客関連資産	999,600	純 資 産	の部
ソフトウェア	409,591	科目	金額
ソフトウエア仮勘定	190,400	【株 主 資 本】	3,121,592
σ h λ	724,052	資本金	728,448
そ の 他	13,422	資本剰余金	700,158
(投資その他の資産)	456,415	利益剰余金	1,900,817
投資有価証券	15,779	自己株式	△207,831
長期貸付金	340	【その他の包括利益累計額】	161
繰延税金資産	46,146	その他有価証券評価差額金	161
その他	425,078	並 次 立 스 크	2 1 2 1 7 5 2
貸倒引当金	△30,929	純 資 産 合 計	3,121,753
資産合計	5,109,880	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,109,880

連結損益計算書

(自 2022年7月1日) 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

	科					金	額
売		上		高			3,770,377
売	上		原	価			1,283,499
	売 .	上	総	利	益		2,486,877
販	売 費 及	びー	般管理	曹			2,157,158
	営	業	利		益		329,719
営	業	外	収	益			
	受	取	利		息	74	
	受	取	配	当	金	33	
	保	険	返	戻	金	55,141	
	そ		\mathcal{O}		他	4,698	59,947
営	業	外	費	用			
	為	替	差		損	7,338	
	そ		の		他	6,317	13,656
	経	常	利		益		376,010
特	別		利	益			
	固定		産 売		益	528	528
特	別		損	失			
	固定		産 売		損	155	
	固定		産 除		損	10	165
	税金等		前当期		益		376,373
	法人税		税及て		税	213,020	
	法 人		等 調		額	△21,960	191,060
	当	期	純	利	益		185,313
	非支配树	き主に帰	属する当	期純利	益		_
	親会社构	注:に帰	属する当	期純利	益		185,313

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年7月1日) 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	722,608	694,318	1,786,593	△63,307	3,140,211
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	5,840	5,840			11,680
剰余金の配当			△71,089		△71,089
親会社株主に帰属する当期純利益			185,313		185,313
自己株式の取得				△144,523	△144,523
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	5,840	5,840	114,223	△144,523	△18,619
当期末残高	728,448	700,158	1,900,817	△207,831	3,121,592

	その他の包括	5利益累計額	
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
当期首残高	111	111	3,140,323
当期変動額			
新株の発行(新株予約権の行使)			11,680
剰余金の配当			△71,089
親会社株主に帰属する当期純利益			185,313
自己株式の取得			△144,523
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	49	49	49
当期変動額合計	49	49	△18,570
当 期 末 残 高	161	161	3,121,753

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数 1社

・連結子会社の名称 株式会社リアルネットプロ

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社リアルネットプロの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日との差異が3か月以内であるため、それぞれの決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理

以外のものし、売却原価は主として移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法により評価しております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品 総平均法による原価法により評価しております。(貸借対照表価額は収益性

の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。)

仕掛品 個別法による原価法により評価しております。(貸借対照表価額は収益性の

低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法により評価しております。(貸借対照表価額は

収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。)

③ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) 但し、建物および構築物、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備に

ついては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年~50年

構築物 10年~15年

車両運搬具 2年~5年

工具、器具および備品 3年~10年

口. 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5

年)に基づいております。

市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売可能期間 (3年以内) における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

顧客関連資産については、その効果の発現する期間(15年)に基づいており

ます。

ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理してお ります。

⑤ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒

懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見

込額を計上しております。

ロ. 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契

約のうち、損失の発生の可能性が高く、かつ、金額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しておりま

す。

⑥ 収益および費用の計ト基準

イ. 製品の販売 製品を顧客に販売する取引については、顧客との契約に基づいて製品を引き

渡す履行義務を負っております。製品の提供が完了し、請求可能となった時

点で収益を認識しております。

ロ. サービスの提供 当社の不動産システム支援サービスの提供については、一定の期間にわたり

サービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務を充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

⑦ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間(10年)で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 46.146千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 - イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法 当社グループは、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保でき、回収可能性があると判断 した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

口. 主要な仮定

主要な仮定は、将来課税所得の見積りにおける将来の利益計画であります。将来の利益は、事業環境の変化等による影響を受けますが、現在の状況および入手可能な情報等による合理的な仮定に基づき見積ることとしております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額または減額され、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

154,384千円

(2) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物

125,684千円

4. 連結損益計算書に関する注記

一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

16,152千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済み株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	14,266,440株	73,000株	-	14,339,440株
合計	14,266,440株	73,000株	_	14,339,440株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。 新株予約権の権利行使による増加 73,000株

(2) 自己株式に関する事項普通株式 248,571株

(3) 配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1 株当たり の配当額	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会		利益剰余金	71,089千円	5円00銭	2022年6月30日	2022年9月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額	1 株当たり の配当額	基準日	効力発生日
2023年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	70,454千円	5円00銭	2023年6月30日	2023年9月27日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的 となる株式の種類および数 普通株式 191,000株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達は原則として自己資金において賄っており、事業計画に照らして必要と認められる場合は、リースや銀行借入により資金調達する方針でおります。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクおよび発行体の財務状況等の悪化等により価値が下落するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金および未払金は短期間で決済されるものであります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期 日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図ってお ります。
 - ロ. 市場リスクの管理 投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減を図っております。
 - ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持 することなどにより、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(※1)	779	779	_
資 産 計	779	779	_
(2) 長期借入金(※2)	49,978	49,978	
負 債 計	49,978	49,978	_

(※1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	15,000

- (※2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。
- (※3) 「現金および預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が 帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産および負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した価格レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定し

た時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

	時 価 (千円)					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
その他有価証券						
株式	779	_	_	779		
資 産 計	779	_	_	779		

② 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

	時 価 (千円)					
区分	レベル1	レベル 2	レベル3	合計		
長期借入金	_	49,978	_	49,978		
(1年以内返済予定を含む)						
負 債 計	_	49,978	_	49,978		

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基 に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 企業結合に関する注記

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2022年5月25日および同年6月27日(みなし取得日 2022年3月31日)に行われた株式会社リアルネットプロとの企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

暫定的な会計処理の確定に伴い、前連結会計年度の連結計算書類において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されており、のれんが700,541千円減少し、顧客関連資産が1,071,000千円、繰延税金負債が370,458千円増加しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	財	A =1		
	仲介ソリューション	管理ソリューション	その他	合計
一時点で移転される財またはサービス	74,450	914,062	6,595	995,108
一定の期間にわたり移転される財また はサービス	1,431,466	1,310,473	33,329	2,775,268
顧客との契約から生じる収益	1,505,916	2,224,535	39,925	3,770,377

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)(3)会計方針に関する 事項⑥収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

	当連結会計年度 (千円)
契約負債(期首残高)	911,984
契約負債(期末残高)	915,064

契約負債は、サブスクリプション型のサービスにおいて、顧客から受け取った契約期間分の対価の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、385,615 千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの未充足(または部分的に未充足)の履行義務は、当連結会計年度末において915,064千円であります。当該履行義務は、主としてサブスクリプション型のサービスに付随する保守サービスに関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (千円)
1年以内	392,028
1年超2年以内	252,288
2年超3年以内	162,353
3年超	108,394

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

221円54銭

(2) 1株当たり当期純利益

13円06銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
【流 動 資 産】	1,290,033	【流 動 負 債】	1,370,286
現 金 及 び 預 金	661,238	買掛金	13,487
売 掛 金	390,362	未 払 金	155,666
商品	252	未 払 費 用	257,981
仕 掛 品	33,306	未払法人税等	23,453
貯 蔵品	2,113	契 約 負 債	910,859
未 収 入 金	19,909	預 り 金	1,990
前 払 費 用	162,508	受注損失引当金	6,377
そ の 他	20,782	そ の 他	471
貸 倒 引 当 金	△440	【固定負債】	22,211
【固定資産】	3,300,440	資 産 除 去 債 務	16,557
(有形固定資産)	468,010	そ の 他	5,654
建物	221,298	負 債 合 計	1,392,498
構築物	3,924		の部
車 両 運 搬 具	514	科目	金額
工具、器具及び備品	21,527	【株 主 資 本】	3,197,814
土 地	220,745	資 本 金	728,448
(無形固定資産)	595,197	資 本 剰 余 金	700,158
ソフトウエア	409,591	資 本 準 備 金	698,448
ソフトウエア仮勘定	185,383	その他資本剰余金	1,710
そ の 他	222	利 益 剰 余 金	1,977,039
(投資その他の資産)	2,237,232	利 益 準 備 金	14,222
投資有価証券	13,779	その他利益剰余金	1,962,817
出資金	10	繰越利益剰余金	1,962,817
長期貸付金	340	自 己 株 式	△207,831
破産更生債権等	30,589	【評価・換算差額等】	161
長期前払費用	51,734	その他有価証券評価差額金	161
繰延税金資産	46,146		
保険積立金	272,326		
関係会社株式	1,789,666		
その他	63,569		
質 倒 引 当 金	△30,929	純 資 産 合 計	3,197,975
資 産 合 計	4,590,474	負債及び純資産合計	4,590,474

損益計算書

(自 2022年7月1日) 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

(単位・1円)						
額	金				4	科
3,256,262			高	上		売
1,200,448			価	原	上	売
2,055,813		益	利	L 総	上	売
1,825,030			管 理 費	び一般	費及	販 売
230,783		益	利	業		営
			又 益	外」	業	営
	6	息	利	取		受
	33	金	\cong	又 配	取	受
	55,141	金	戻) 返	険	保
58,256	3,075	他		\mathcal{O}		そ
			貴 用	外	業	営
	7,338	損	差	替		為
8,212	873	他		\mathcal{O}		そ
280,827		益	利	常		経
			益	利	別	特
346	346	益	産 売 却	定資	形固	有
			失	損	別	特
10	10	損	産 除 却	定 資	形固	有
281,163		益	月 純 利	前当	引息	税
	113,288	美 税	及び事業	住 民 税	人 税、	法
117,294	4,006	額	調整	税 等		法
163,868		益	利	浜 純	期	当

株主資本等変動計算書

(自 2022年7月1日) 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

				株	主	資	本		
		資	本 剰 余	金		利益剰余	金		
	資本金		その他資本剰余金	資本剰余金合計	準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	722,608	692,608	1,710	694,318	7,113	1,877,146	1,884,260	△63,307	3,237,878
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	5,840	5,840							11,680
剰余金の配当						△71,089	△71,089		△71,089
剰余金の配当に伴う利益準備金の積み立て					7,108	△7,108			
当期純利益						163,868	163,868		163,868
自己株式の取得								△144,523	△144,523
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	5,840	5,840	_	5,840	7,108	85,670	92,779	△144,523	△40,064
当 期 末 残 高	728,448	698,448	1,710	700,158	14,222	1,962,817	1,977,039	△207,831	3,197,814

	その他有価	算差額等 評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	111	111	3,237,989
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			11,680
剰余金の配当			△71,089
剰余金の配当に伴う利益準備金の積み立て			
当期純利益			163,868
自己株式の取得			△144,523
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	49	49	49
当期変動額合計	49	49	△40,014
当期末残高	161	161	3,197,975

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理

以外のもの し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しております。 関係会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品 総平均法による原価法により評価しております。(貸借対照表価額は収益性

の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。)

仕掛品 個別法による原価法により評価しております。(貸借対照表価額は収益性の

低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。)

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法により評価しております。(貸借対照表価額は

収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) 但し、建物、構築物および2016年4月1日以後に取得した建物附属設備に

ついては、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年~50年 構築物 10年~15年 車両運搬具 2年~5年

丁具、器具および備品 3年~10年

② 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5

年)に基づいております。

市場販売目的のソフトウエアについては、見込販売可能期間 (3年以内) における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく償却額のい

ずれか大きい額により償却しております。

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりま

す。

(4) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しており ます。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒

懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見

込額を計上しております。

② 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約の

うち、損失の発生の可能性が高く、かつ、金額を合理的に見積ることが可能

なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

① 製品の販売 製品を顧客に販売する取引については、顧客との契約に基づいて製品を引き

渡す履行義務を負っております。製品の提供が完了し、請求可能となった時

点で収益を認識しております。

② サービスの提供 当社の不動産システム支援サービスの提供については、一定の期間にわたり

サービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務を充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 46.146千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 「連結計算書類 連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) (繰延税金資産の回収可能性)」に同一 の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

148.401千円

(2) 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物

125,684千円

(3) 関係会社に対する金銭債権

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

未収入金

3,217千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

11,247千円

(2) 関係会社との取引高

販売費及び一般管理費

△468千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

・当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数 普通株式 248,571株

6. 税効果会計に関する注記

・繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	9,552千円
投資有価証券評価損	6,394 //
未払賞与	39,006 //
未払社会保険料	6,080 //
受注損失引当金	1,941 //
未払事業税	2,845 //
資産除去債務	5,041 //
繰延稅金資産 小計	70,863 //
評価性引当額	△20,988 ″
繰延税金資産 合計	49,874 //
繰延税金負債	
資産除去債務	△3,687 ″
その他	△40 ″
繰延税金負債 合計	△3,727 //
繰延税金資産の純額	46,146 //

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

・収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類 連結注記表 9. 収益認識に関する注記 」に同一の内容を記載しているため、注記を 省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

226円95銭

(2) 1株当たり当期純利益

11円55銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月28日

日本情報クリエイト株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 博 信業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 澤 直 規業務執行社員 公認会計士 中澤 直規

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本情報クリエイト株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本情報クリエイト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監 査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月28日

日本情報クリエイト株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 石 田 博 信 指定有限責任社員 公認会計士 中 澤 直 規 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本情報クリエイト株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し 適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知及び「日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査の結果等について」の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 3. 後発事象

記載すべき重要な後発事象はありません。

2023年8月28日

日本情報クリエイト株式会社 監査等委員会

監査等委員 宮 嵜 智 明

監査等委員 三浦洋司 印

監査等委員 山 元 理 印

(注) 監査等委員 三浦洋司及び山元理は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

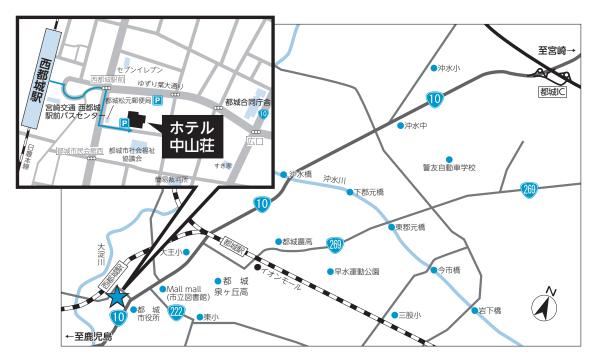
以上

株主総会会場ご案内図



ホテル 中山荘

宮崎県都城市松元町3街区20号 電話 0986-23-3666 (代表)



ホテル中山荘 交通のご案内



宮崎空港より高速バスで お越しのお客様

(所要時間 宮崎空港より約1時間)

宮崎空港より高速バス3番 都城行き乗車 「西都城駅前バスセンター」 バス停(終点) 下車徒歩3分



JRでお越しのお客様

(所要時間 鹿児島中央駅より 約1時間30分)

西都城駅下車徒歩3分

九州新幹線をご利用のお客様は、鹿児 島中央駅で日豊本線にお乗り換え下さ い。



お車でお越しのお客様

- 鹿児島方面より東九州自動車道 末吉財部ICより15分
- 宮崎方面より宮崎自動車道 都城ICより15分



